

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正

2 背景

近年、情報通信技術の急速な進展や市民生活様式の多様化に伴い、社会のデジタル化が進み、行政手続においてもデジタル化が求められています。

佐倉市においても、従来書面で行っていた申請・届出等の手続を、電子申請により行えるようにしてまいりました。

今後の行政手続等の更なるデジタル化を見据え、電子申請における手数料の電子納付に関する規定及び添付書類の省略を可能とする規定等を追加し、市民等の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図られるよう本条例を改正するものです。

3 対応方針

- (1) 条例名を「佐倉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改めます。
- (2) 電子申請における手数料の納付について、電子納付による方法を可能とする条項を追加します。
- (3) 手続における添付書類の省略を可能とする条項を追加します。
- (4) 本条例の規定が適さない手続等について、適用を除外する条項を追加します。
- (5) その他所要の改正を行います。
- (6) 本条例の改定規定は、令和8年1月1日から施行します。

4 政策内容

個別の条例や規則の改正を伴うことなく、行政手続等において情報通信技術を活用することにより、市民等の利便性の向上を図るとともに、行政運営の更なる簡素化及び効率化を推進することが可能となります。